

議案第 7 号

我孫子市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

我孫子市議会議員定数条例の一部改正により、市議会議員の定数が次の一般選挙から減員されることを踏まえ、市議会議員のうちから任命する都市計画審議会委員の人数を減員するため提案するものです。

我孫子市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

我孫子市都市計画審議会条例（平成12年条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（組織） 第2条 審議会は、次に掲げる者につき市長が任命する委員で組織する。 （1） 略 （2） 市議会議員 <u>2人</u>以内 （3）及び（4） 略 2 及び 3 略	（組織） 第2条 審議会は、次に掲げる者につき市長が任命する委員<u>12人以内</u>で組織する。 （1） 略 （2） 市議会議員 <u>4人</u>以内 （3）及び（4） 略 2 及び 3 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の我孫子市都市計画審議会条例の規定は、この条例の施行の日以後に委員の任期満了に伴い新たに組織される審議会の委員について適用し、同日前に組織された審議会の委員については、なお従前の例による。